

発行／糸島市商工会

福岡県糸島市前原北1-1-1

TEL 092-322-3535 FAX 092-322-1113

編集・発行人／山崎九十九

URL <http://ishokokai.net/>

E-mail itoshima@shokokai.ne.jp

発行日／平成29年1月25日

※広報や商工会に関するお問い合わせ、ご意見等をお寄せください。

平成29年度新春交流会が開催されました

1月6日(金)、毎年恒例の新春交流会を伊都文化会館にて開催いたしました。

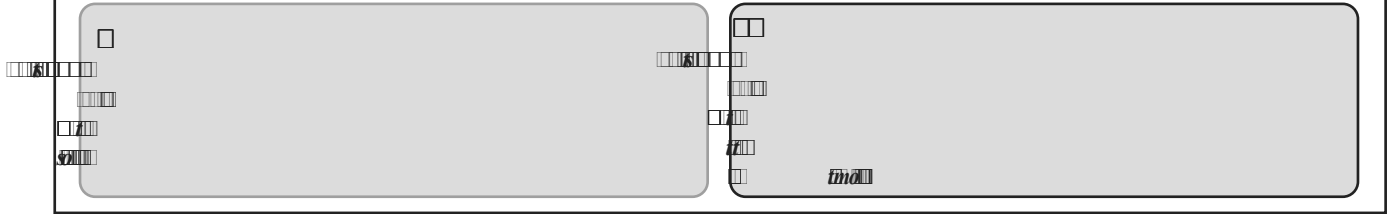
当日は多くの会員の方々をはじめ、月形市長、谷口議長など多くのご来賓にご臨席を賜り362名の参加がありました。山崎会長の年頭のあいさつやご来賓の方々よりご祝辞を賜り、またステージでは糸島二丈絆太鼓の迫力ある演奏で会場を大いに盛り上げていただきました。続く懇親会では、恒例の福引抽選会が行われ、終始和やかな雰囲気の中、執り行うことができました。



新年にあたって 会長 山崎 九十九

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様にはお健やかに新年をお迎えの事とお慶び申し上げます。また関係各位と会員の皆様には、平素より商工会の事業運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度を振り返りますと4月の熊本地震をはじめ8月の東北地方、北海道での豪雨等自然災害の多い年でありました。しかし一方ではオリンピックで選手たちが数多く受賞した金、ノーベル生理学・医学賞を受賞した大隅教授の金メダルなど、明るい日本への願いを込めた「金」が世相を表す一文字に選ばれました。会員の皆様にはこの「金」にあやかり今年もより一層輝きのある年になりますよう、商工会と致しまして、経営の改善や事業計画の取組みに向けた支援を役職員一同邁進していきたいと考えております。結びになりますが、平成二十九年度が、会員の皆様にとりまして、幸多き素晴らしい年になりますことを心より祈念申し上げ年頭のご挨拶と致します。



h

h

3h

hnh

hnh

h

h

h

h

3

s

h

o

h

3

h

h

h

h

2

a

h

o

h

h

h

h

h

o

h

h

h

h

h

h

h

h

h

i

h

h

o

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

h

平成28年度 第8回理事会報告

- ◆開催日時 平成28年11月15日 17時
- ◆開催場所 糸島市商工会 本所 大会議室

【主な議案・報告】

- ・会員加入・脱退等承認について
会員加入4件、脱退7件、変更8件全て承認。(会員数1,374)
- ・HPについて
商工会HPと会員紹介ページの改良及び地域貢献事業について引き続き検討していく旨を地域活性化委員会より報告した。
- ・商工貯蓄共済・会員福祉共済加入推進について
現在貯蓄共済は口数3,000を割ろうとしており、満期契約の継続を改めて依頼した。福祉共済を含め今後も役員一丸となって加入推進を継続していく旨を述べた。

平成28年度 第9回理事会報告

- ◆開催日時 平成28年12月20日 17時
- ◆開催場所 糸島市商工会 本所 大会議室

【主な議案・報告】

- ・地区懇談会における質問事項について(12月20日時点)
＜支所統合における本所駐車場不足対策について＞
まずは会館裏にも駐車場がある旨を会館表に周知案内することとした。
＜支所統合について＞
統合は7月1日と予定している。統合後はより一層巡回を強化してほしいという要望にも対応していく旨を述べた。
- ・持続化補助金申請書作成セミナー開催について
12月15日に開催し20名参加があった旨を報告した。
- ・建設工業部会について
平成29年6月中に「住まいの相談センター」設立を検討していると述べた。
- ・プレミアム付商品券について
12月19日時点で換金率46.6%、加盟店407社中149社が換金されている旨を報告した。
- ・ホームページのアクセス数について
アクセス数の最大は9月2日の1,308件で少ない日は10月25日の75件であり、アクセスは福岡県内からが65%、東京など大都市の方からのアクセスも比較的多い旨を述べた。また利用はスマホが52%、パソコンが42%であるため今後はスマホ対応を重点的に検討していく旨を述べた。

H28年度プレミアム付商品券の有効期限、換金期限にご留意ください。



糸島市商工会プレミアム付商品券
【有効期限】平成29年2月28日(火)まで
【換金期限】平成29年3月29日(水)まで
※期限を過ぎますと換金できません。

～公開 Wチャンス抽選会について～
日時 3月17日(金)11時～
場所 糸島市商工会本所2階
※抽選会終了後は、当選番号と当選商品が掲載された
ポスターを全取扱加盟店様へ発送いたします。
また商工会HPにも当選結果を掲載いたします。

人と社会の豊かな未来を創造する モノづくりフェア 2017のご案内

全国の優秀な技術・製品を紹介し、地元産業の振興のため、本展への出展を広く募集いたします。

会期：2017年10月18日(水)～20日(金)
10時～17時(最終日は16時まで)

会場：マリンメッセ福岡

◆第一次募集締切日：2017年4月21日(金)《早期申し込み特典期限》

◆第二次募集締切日：2017年6月30日(金)《招待状掲載可能期限》

展示コーナー：モノづくりコーナー、九州自動車生産推進コーナー、環境・エネルギーコーナー、次世代技術コーナー、九州・沖縄力(ぶらんど)コーナー、中小企業コーナー、産学官連携・団体PRコーナー

お問い合わせ先

日刊工業新聞社 西部支社業務部
〒812-0029 福岡市博多区古門戸町1-1
Tel.092-271-5715 FAX092-271-5881
URL: <http://www.nikkanseibu-eve.com/mono/>
Email: monoinfo@media.nikkan.co.jp

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

中小企業・小規模事業者関係の 平成29年度税制改正のポイント

1.29年度の賃上げ支援が大幅に拡充

- 所得拡大税制について、中小企業に関しては、現行の支援措置（24年度からの給与増加額に10%税額控除）に加え、2%以上賃上げた企業は、前年度からの給与増加額の22%税額控除を受けることができますようになります（賃上げに伴う社会保険料負担を上回る控除率）。

【要件①】給与等支援額の総額：
平成24年度から一定割合（下図）以上増加

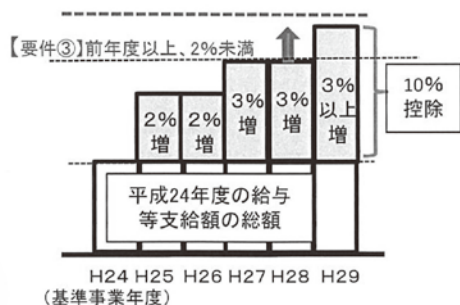
【要件②】給与等支給額の総額：前事業年度以上

【要件③】
平均給与等支給額：
(1) 前事業年度を上回る
(2) 前年度比2%以上増加

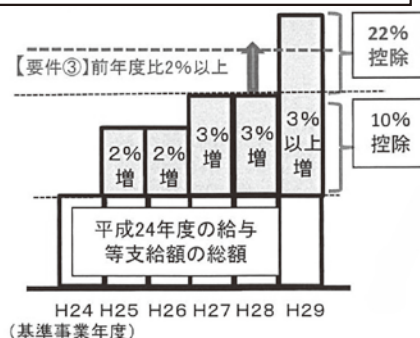
(1) 賃上げ率2%未満の企業
税額控除10%を維持

(2) 賃上げ率2%以上の企業
前年度からの増加額について
税額控除を12%上乘せ

(1) 賃上げ率2%未満の場合



(2) 賃上げ率2%以上の場合



2.固定資産税特例・即時償却の対象に器具備品等が追加

- 中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が利用できる固定資産税特例の対象（現在は機械装置）に、器具備品（冷蔵陳列棚、業務用冷蔵庫、介護用口ボツスーツ等）、建物附属設備（空調設備、エレベーター等）が追加されます。

※一部の地域・業種については、対象外となります。

- 中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）についても対象に器具備品等が追加され、名称は中小企業経営強化税制となります（中小企業等経営強化法の認定が必要）。

- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産活性化税制（30%特別償却等）は、適用期間が2年間延長されます（平成30年度末まで）。

3.中小企業向け研究開発税制の控除率の引上げ

- 中小企業については、従来の控除率12%、控除上限25%は維持され、試験研究費が5%超増加した場合には、控除率・控除上限が上乘せ（控除率：最大17%、控除上限：最大35%）されます。

- ビックデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス開発」も支援対象に追加されます。

4.法人税の軽減税率は延長

- 法人税の軽減税率（所得800万円まで大企業の23.4%を15%に軽減）は2年間延長されます（平成30年度末まで）。

5.事業承継税制 5人未満企業の雇用要件緩和・生前贈与リスク軽減

- 事業承継税制の雇用要件（5年間平均8割）について、従業員5人未満の企業が従業員1人減った場合でも適用を受けられるように見直しが行われます。また、被災や主要取引先の倒産等により売上が減少した場合には雇用要件が緩和されます。

- 相続時精算課税制度との併用が認められるようになり、贈与税の納税猶予の取消時の納税負担が軽減されます。

6.株式の評価方式の見直し

- 取引相場のない株式の評価方式について、上場株価の急激な変動、上場企業のグローバル展開の影響や、中小企業の収益の改善を中小企業の株価に過度に反映しないよう、類似業種比準方式等の見直しが行われます。

ご紹介した税制をご活用される場合には、各種中小企業支援のための法律の申請等が必要となる場合もありますので、中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ」に掲載されている各種のパンフレットや手引き書等も併せて参考にしてください。
URL: <https://www.mirasapo.jp/>

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで